

菊川町まちづくり株式会社定款

平成18年5月29日 変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、菊川町まちづくり株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農産物、畜産物、水産物、椎茸等林産品の加工及び販売
2. レストラン、食堂、喫茶店の経営
3. 観光用土産物の販売
4. 観光案内及び宣伝広告業務
5. 米、たばこ、酒類及び食料品等の販売並びにこれらの自動販売機による販売
6. 菊川町総合交流ターミナルの管理受託業務及び貸店舗、不動産の賃貸業務
7. 公共施設管理運営業務の受託
8. 宿泊施設の管理運営業務
9. 農作業の代行、請負、受委託
10. 葉書、郵便切手の販売及び印紙等の売りさばき
11. 各種イベントのチケット販売
12. 河川の入漁料の取扱い業務代行
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を山口県下関市に置く。



(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1400株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当会社の発行する株券は、1株券、10株券の2種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第10条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第11条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。



(株主名簿記載事項の記載の請求)

第12条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第13条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(株式取扱規程)

第15条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第16条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した



者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招 集)

第17条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第19条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議 長)

第20条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障が



あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第21条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第22条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第23条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第24条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第25条 当会社の取締役は5名以内とし、監査役は2名以内とする。



(取締役及び監査役の選任並びに解任の方法)

第26条 当会社の取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役及び監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第27条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ④ 任期満了前に退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第29条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。



(取締役会の招集通知)

第30条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第31条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第32条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができると取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第33条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役及び監査役の報酬等)

第34条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の権限の範囲)

第35条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

第5章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

平成18年5月29日 変更

平成18年5月29日 改製

これは当会社の定款の写しに相違ありません。

平成18年6月28日

山口県下関市菊川町大字上岡枝766番地の1

菊川町まちづくり株式会社

代表取締役 林 哲也



菊川町まちづくり株式会社 役員名簿

平成27年8月1日現在

役職名	氏名	備考 (所属団体役職名)	勤務形態
1 代表取締役	杉井 幸太郎	下関市商工会会長	非常勤
2 専務取締役	山田 恭之	下関市役所菊川総合支所長	非常勤
3 取締役	植村 正文	下関農業協同組合代表理事専務理事	非常勤
4 取締役	山野 進	下関農業協同組合代表理事	非常勤
5 監査役	服部 太一朗	下関市商工会菊川町支所理事	非常勤
6 監査役	稻田 浩宣	下関市役所菊川総合支所地域政策課長	非常勤
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

平成26年度 経営状況報告書

自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日

菊川町まちづくり株式会社

菊川町まちづくり株式会社事業報告書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1 会社の状況に関する事項

(1) 事業の経過及びその結果

「道の駅きくがわ」は、山口県下7番目の道の駅として平成9年4月にオープン以来18年を経過しました。

当駅は、小月ICから近く国道491号沿いで山陽・山陰を結ぶ交通の要所として、当初より旧4町及び長門方面への観光や道路案内の拠点、また九州方面からの玄関口としてその役割を果たしてまいりました。

平成26年度は、4月に消費税率が5%から8%に上がるなどの外的要因に加え、パンコーナーにおいては、6月にテナント交代、8月末に撤退後施設利用者がなく今日に至り会社経営にも影響を及ぼしています。

来客目線では、屋外トイレは老朽化による度重なる水回りのトラブル、慢性的な駐車場不足による土日祭日の混雑化などの課題を抱えていますが、トイレは地元福祉団体のボランティア活動によって菊川をイメージした壁画が7月に完成し来客の目を楽しませています。また、駐車場については、平成27年3月に小日本ふるさと市（野菜市）が隣接地にリニューアルオープンして相互の行き来が多くなり、駐車場を含めて一体感のあるイメージになりつつあります。

広域的には、平成26年6月に山口県道の駅交流会が発足し、相互連携と情報収集に大きな期待が寄せられています。下関道の駅連絡協議会においても、平成27年2月より地方創生事業の新たな取り組みについて協議を重ねてまいりました。

こうした中、平成26年度の客数・売上数値は次のとおりでした。

全体売上高は191,639千円（昨年対比97.7%）、利用客181千人（昨年対比93.2%）、客単価1,058円（昨年対比105.0%）となりました。

テナント別売上高は、特産品コーナー127,772千円（昨年対比97.1%）、レストラン61,433千円（昨年対比102.5%）、パンコーナーは途中撤退ということもあって2,434千円（昨年対比54.4%）でした。

これは、下関市内3駅間での競争激化の中、当駅の駅が特色に乏しいことに加え、施設の手狭さ等による長時間滞在の困難さ、経営形態によるイベントの脆弱さも原因であると思われます。

今後、パンコーナー後の有効な跡地利用や小日本ふるさと市との連携強化を早急に図り、施設の計画的整備と商品や食事の更なる充実の努力が相まってこそ、よりお客様に喜んでお立ち寄りいただく道の駅として前進できるものと考え、私達はその努力を続けていかなければならないと認識しています。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位:千円)

	第16期 平成23年4月 ~ 平成24年3月	第17期 平成24年4月 ~ 平成25年3月	第18期 平成25年4月 ~ 平成26年3月	第19期 平成26年4月 ~ 平成27年3月
営業利益	△647	252	843	△624
経常利益	△639	261	851	△614
当期純利益	△813	87	655	△602
総資産	27,440	27,822	28,508	28,837

(3) 従業員の状況(平成27年3月31日現在)

区分	職員	契約社員	パート	計
男性	1			1人
女性		1	1	2人
合計	1	1	1	3人

2 会社の株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

- (1) 発行済株式の総数 350株
- (2) 株主数 3名
- (3) 株主

株主名	持株数	持株比率
下関市	200	57.14%
下関農業協同組合	100	28.57%
下関市商工会	50	14.29%

3 取締役及び監査役の状況(平成27年3月31日現在)

役職名	氏名	所属(法人等の代表状況等)
代表取締役	杉井 幸太郎	下関市商工会長
専務取締役	山田 恒之	下関市(菊川総合支所)総合支所長
取締役	植村 正文	下関農業協同組合 代表理事専務理事
取締役	山野 進	下関農業協同組合 理事
監査役	服部 太一朗	下関市商工会 理事
監査役	稻田 浩宣	下関市(菊川総合支所)地域政策課長

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	23,322,923	I 流動負債	2,432,367
現 金	59,761	未 払 金	397,802
普通預金	3,495,479	未払法人税	182,500
定期預金	18,000,000	未払消費税	559,400
売掛金	1,394,138	前 受 金	494,699
前 払 金	376,056	預り金	372,827
未収入金	108	賞与引当金	185,900
立替金	5,681	仮 受 金	239,239
貸倒引当金	▲ 8,300		
II 固定資産	5,514,536	負債合計	2,432,367
有形固定資産	3,509,536	純資産の部	
建 物	3,267,403	I 株主資本	26,405,092
器 具 備 品	242,133	1 資本金	17,500,000
無形固定資産	0	2 資本剰余金	0
ソフトウェア	0	3 利益剰余金	8,905,092
投 資 等	2,005,000	その他利益剰余金	8,905,092
出 資 金	5,000	繰越利益剰余金	8,905,092
保 証 金	2,000,000		
III 繰延資産	0	純資産合計	26,405,092
資産合計	28,837,459	負債・純資産合計	28,837,459

損益計算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：円)

科 目		決 算 額	
営業損益の部	受取受託収入	15,107,720	
	租税公課	565,899	消費税・印紙代・利子税
	水道光熱費	1,791,384	
	荷造運賃		
	旅費交通費	318,865	通勤手当・旅費
	通信費	100,853	
	広告宣伝費	481,413	
	寄付金		
	接待交際費	29,051	
	損害保険料	7,670	施設賠償保険料
	修繕費	442,854	
	消耗品費	429,322	
	減価償却費	512,161	
	法定福利費	970,772	社会保険料・労働保険料
	福利厚生費	140,044	退職金共済掛金等
	給料賃金	7,570,159	
	賞与引当金繰入	185,900	
	地代家賃	376,056	ふるさと市 建物等賃借料
	支払手数料	787,203	
	諸会費	106,000	
	会議費	108,036	総会・役員会経費
	負担金	50,000	特產品出荷協議会助成金
	リース料	203,988	
	貸倒引当金繰入	8,300	
	雑費	546,062	
	計	15,731,992	
	営業利益	▲ 624,272	
営業外損益の部	受取利息	8,891	
	雑収入	1,293	
	計	10,184	
	計	0	
	常利益	▲ 614,088	
特別損益の部	貸倒引当金繰戻益	8,400	
	賞与引当金繰戻益	185,900	
	計	194,300	
	計	0	
	税引前当期利益	▲ 419,788	
法人税等充当額		182,500	
当期利益		▲ 602,288	
前期繰越利益		9,507,380	
当期末処分利益		8,905,092	

株主資本等変動計算書

菊川町まちづくり 株式会社

平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

P-1

(単位:円)

	資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計	評価・ 換算差額等	新株予約権	純資産合計					
		資本剰余金		利益剰余金		その他 資本剰余金										
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金											
前期末残高	17,500,000				9,507,380			27,007,380			27,007,380					
当期変動額																
当期純損失					602,288			602,288			602,288					
当期変動額合計																
当期末残高	17,500,000				8,905,092			26,405,092			26,405,092					

4-2

菊川町まちづくり 株式会社

■その他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書

(単位:円)

	その他資本剰余金の内訳			その他利益剰余金の内訳						その他 利益剰余金 合計
	資本準備金減少額	自己株式処分差益	その他 資本剰余金 合計	別途積立金						
前期末残高										9,507,380
当期変動額										
当期純損失										602,288
当期変動額合計										602,288
当期末残高										8,905,092

個別注記表

商号 菊川町まちづくり 株式会社

平成26年 4月 1日 から

平成27年 3月31日 まで

※ この決算書は「会計指針」によって作成されている

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)その他有価証券(市場価格のないもの)：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

法人税の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(附属設備を除く)については法人税の規定に基づく旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

翌期支給する賞与の見積額のうち当期負担に属する部分を見積計上しております。

4. その他の重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等会計処理は税込方式を採用しております。

但し、固定資産については税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,669,319 円

2. 無形固定資産の減価償却累計額 997,500 円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 350 株

IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、75,443.12円であります。

2. 一株当たり当期純損失は、1,720.82円であります

以上

財産目録

(平成27年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
現金手許有高	59,761
普通預金	
JA下関 菊川町支所	3,489,871
山口銀行田部支店	5,608
定期預金	
JA下関 菊川町支所	18,000,000
売掛金	1,394,138
前払金	376,056
未収金	108
立替金	5,681
貸倒引当金	△ 8,300
流動資産合計	23,322,923
2. 固定資産	
基本財産	
投資等	
出資金	5,000
保証金	2,000,000
基本財産計	2,005,000
その他固定資産	
有形固定資産	
建物	3,267,403
工具・器具・備品	242,133
無形固定資産	
ソフトウェア	0
その他固定資産税計	3,509,536
固定資産合計	5,514,536
資産合計	28,837,459
II 負債の部	
1. 流動負債	
前受金	494,699
未払金	397,802
預り金	372,827
仮受金	239,239
未払い消費税	559,400
未払い法人税	182,500
賞与引当金	185,900
流動負債合計	2,432,367
負債合計	2,432,367
正味財産	26,405,092

■利用料・受取受託収入内訳

相手先	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
施設利用料	898,301	987,356	912,570	987,086	1,143,128	917,341	834,798	843,473	768,636	742,460	712,544	860,888	10,608,581
(レストラン)	444,797	466,156	411,203	427,487	484,467	435,691	424,272	412,341	370,928	402,336	393,075	472,555	5,145,308
(特産品販売)	347,799	405,833	376,863	426,188	514,900	404,650	363,526	364,132	350,708	323,124	297,469	361,333	4,536,525
(パンコーナー)	55,705	55,367	74,504	68,411	73,761	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	376,748
(敷地広場)	50,000	60,000	50,000	65,000	70,000	70,000	40,000	60,000	40,000	10,000	15,000	20,000	550,000
バーコード売上(日計表)	6,629	4,369	10,031	9,575	14,218	9,096	8,108	14,188	8,025	3,128	6,451	5,511	99,329
管理業務委託料 観光案内業務委託料		696,060					696,060	460,080				460,080	2,312,280
チケット販売手数料他	5,042	9,922	11,100	4,850	8,906	7,080	5,688	3,090	8,460	2,868	12,558	2,892	82,456
自動販売機手数料	76,930	92,266	72,810	71,060	75,055	94,694	79,760	67,200	65,268	62,738	62,316	65,225	885,322
公衆電話利用料		330	990	600	600	310	970	1,610		1,250		920	7,580
イベント売上等	12,700	26,980	12,700	30,620	15,250	28,060	27,720	27,280	43,520	10,380	10,520	25,660	271,390
コピー代・Fax代		1,720	2,230	1,600	1,240	1,870	1,470	1,260		1,690	1,640	7,350	22,070
電気・水道料使用料収入	18,957	21,160	19,062	16,623	18,247	15,203	17,883	22,428	20,784	21,228	14,966	16,645	223,186
ショーケース使用料収入	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	99,840
小日本ふるさと市賃貸料												394,859	394,859
その他収入	16,000	4,134	1,782		3,350		6,780	4,110	7,550	1,710	4,860	50,551	100,827
計	1,042,879	1,852,617	1,051,595	1,130,334	1,288,314	1,081,974	1,687,557	1,453,039	930,563	855,772	834,175	1,898,901	15,107,720

監査意見書

平成27年5月18日 代表取締役から提出のありました平成26年度(第19期)決算報告書及びその他関係書類について詳細に監査いたしました。
その結果を次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監査役は、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査しました。

また、会計帳簿等の調査を行い、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 役員の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成27年5月18日

菊川町まちづくり株式会社

監査役 服部 太一朗

監査役 稲田 浩宣

平成27年度 事業計画書

「道の駅きくがわ」は、平成9年4月のオープン以来19年目になります。

下関市内で道の駅が3駅になって3年を経過し、競争の激化など「道の駅きくがわ」を取り巻く周辺環境も年ごとに大きく変化してきています。

販売・休憩施設である菊川総合交流ターミナルは、昨年8月末にパンコーナーが撤退後、新たな施設利用者がなく今日まで経過しています。施設の老朽化が進んでいる上、狭隘でゆったりした対応スペースが不足するなど、施設面でお客のニーズに対して対応が難しいなどの今日的課題の中で、小月ICから近く交通量が比較的多い沿線上にある利便性を生かさねばと懸命の努力を続けています。また、ホームページやパンフレット、POPやチラシ、各種マスコミ等広報媒体を活用したPRにも努めています。

今年度は、パンコーナーの跡地活用と併せ、今年3月隣接地の「小日本ふるさと市」リニューアルオープンを契機に、双方のアピールポイントを最大限に生かし、相乗効果が得られるような取組みを目指していかねばならないと考えています。

平成27年度も関係職員一体となってお客様の満足度向上を目指した取組みを行います。

そこで下記のとおり実行計画を立て、魅力ある道の駅を目指してまいります。

《実行計画》

- ①施設管理の徹底と周辺環境の充実への取組み
- ②「小日本ふるさと市」と連携した顧客誘致の取組み
- ③地域を含めた定期的なイベント開催の取組み
- ④下関3駅連携による消費拡大へ向けた取組み

《主な行事計画》

- | | |
|-------|---------------------------|
| 4月～5月 | 観光いちご狩り受付業務 |
| 4月 | 桜まつり協賛企画、18周年感謝祭 |
| 5月 | 道の駅フェア、株主総会 |
| 6月 | 特産品出荷協議会総会、「菊川そうめんの日」イベント |
| 7月 | そうめん流し、夏休み子ども企画 |
| 9月 | 特産品ゲット企画 |
| 10月 | 地元新米PR |
| 11月 | 特産品出荷協議会感謝祭 |
| 12月 | 餅つき体験 |
| 1月 | 新春企画 |
| 2月 | 節分祭、道の駅全員研修 |
| 3月 | ひなまつり企画 |
- *フリーマーケットは3月～11月の月末日曜日に開催
隨時、商品を買って抽選会企画

損 益 見 込 書

[平成27年4月1日～平成28年3月31日]

(単位：千円)

科	目	予 算 額	
営業損益の部	利用料・受取受託収入等	21,350	
	販売費及び一般管理費	21,140	
	租税公課	695	消費税・印紙代・利子税
	水道光熱費	1,800	
	旅費交通費	370	通勤手当・旅費
	通信費	230	
	広告宣伝費	400	
	接待交際費	30	慶弔費外
	修繕費	360	
	消耗品費	750	
	減価償却費	750	
	法定福利費	1,100	社会保険料・労働保険料
	福利厚生費	170	退職金共済掛金等
	給料賃金	7,950	
	賞与引当金繰入	190	
	支払手数料	790	
	諸会費	110	
	賃貸料	4,520	
	会議費	100	総会・役員会経費
	負担金	50	特產品出荷協議会助成金
	リース料	200	
	貸倒引当金繰入	10	
	雜費	565	
	計	21,140	
	営業利益	210	
営業外損益の部	受取利息	8	預金利息等
	雑収入	1	
	計	9	
	計	0	
経常利益		219	
特別損益の部	引当金繰戻益	194	賞与及び貸倒
	計	194	
	計	0	
税引前当期利益		413	
法人税等充当額		183	
当期利益		230	
前期繰越利益		8,905	
当期末処分利益		9,135	